

| 新 | 旧 | 備考 |
|---|--|---|
| <p>輸出手形保険の引受の要件等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00088 沿革 令和7年2月20日 一部改正</p> <p>輸出手形保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050）第1条第1項第7号に規定する引受の要件に定めるWTO協定における農業に関する協定の対象品目に関する制限、同条同項第9号に規定する引受の要件に定める石炭火力発電に関する制限、同条同項第10号に規定する引受の要件に定める化石燃料エネルギー部門に関する制限、同条同項第8号に規定する引受の要件に定める公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に関する制限、同条同項第4号に規定する引受の要件に定める国又は地域（以下「特定国」という。）、同条第2項ただし書きに規定するこれらの特定国を支払国又は支払地とする場合の承認の基準等その他輸出手形保険の引受の要件等を下記のように定める。なお、本規程において「ユーザンス」とは、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070）別表第4の手形の買取日から起算して荷為替手形の満期日までの期間をいう。</p> <p>記</p> | <p>輸出手形保険の引受の要件等について</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00088 沿革 令和4年12月20日 一部改正</p> <p>輸出手形保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050）第1条第1項第7号に規定する引受の要件に定めるWTO協定における農業に関する協定の対象品目に関する制限、同条同項第9号に規定する引受の要件に定める石炭火力発電に関する制限、同条同項第10号に規定する引受の要件に定める化石燃料エネルギー部門に関する制限、同条同項第8号に規定する引受の要件に定める公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に関する制限、同条同項第4号に規定する引受の要件に定める国又は地域（以下「特定国」という。）、同条第2項ただし書きに規定するこれらの特定国を支払国又は支払地とする場合の承認の基準等その他輸出手形保険の引受の要件等を下記のように定める。なお、本規程において「ユーザンス」とは、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070）別表第4の手形の買取日から起算して荷為替手形の満期日までの期間をいう。</p> <p>記</p> | |
| <p>4 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に関する制限</p> <p><u>公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる輸出契約に係る荷為替手形については、以下のとおりとする。なお、日本貿易保険は、OECDが公開する低所得国リスト(List of lower income countries) に従い以下に示すゼロリミット国、ノンゼロリミット国及びその他制限国並びに当該国の引受方針をそのホームページにおいて対外的に周知する。</u></p> <p>(1) <u>ゼロリミット</u>国を荷為替手形の支払人の所在する国とする荷為替手形のうち、船積日から最終決済日までの期間が1年以上の輸出契約に係る荷為替手形であって当該荷為替手形の支払人</p> | <p>4 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に関する制限</p> <p>(1) <u>公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国（令和2年6月8日 20 - 制度 - 00120。以下「勧告対象国」という。）1に掲げる</u>国を荷為替手形の支払人の所在する国と</p> | <p>「公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国」の規程を廃止し、NEXIのホームページにおいて公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に基づく分類（ゼロリミット国、ノンゼロリミット国及びその他制限国）の定義及び対象国の一覧並びに各分類の引受方針を公表する。</p> |

| | | |
|--|---|--|
| <p>が海外商社名簿について（平成29年4月1日 17-制度-00074）第1条に基づき作成された海外商社名簿上名簿区分Gに格付けされているもの（以下「船積日から最終決済日までの期間が1年以上の公的債務者向け荷為替手形」という。）については、保険関係を成立させることができない。</p> <p>(2) <u>ノンゼロリミット国</u>又は<u>その他制限国</u>を荷為替手形の支払人の所在する国とする荷為替手形のうち、船積日から最終決済日までの期間が1年以上の公的債務者向け荷為替手形であって、手形金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、あらかじめ株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の承認を受けたものに限り、保険関係を成立させるものとする。</p> | <p>する荷為替手形のうち、船積日から最終決済日までの期間が1年以上の輸出契約に係る荷為替手形であって当該荷為替手形の支払人が海外商社名簿について（平成29年4月1日 17-制度-00074）第1条に基づき作成された海外商社名簿上名簿区分Gに格付けされているもの（以下「船積日から最終決済日までの期間が1年以上の公的債務者向け荷為替手形」という。）については、保険関係を成立させることができない。</p> <p>(2) <u>勧告対象国 2に掲げる国</u>を荷為替手形の支払人の所在する国とする荷為替手形のうち、船積日から最終決済日までの期間が1年以上の公的債務者向け荷為替手形であって、手形金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、あらかじめ株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の承認を受けたものに限り、保険関係を成立させるものとする。</p> | |
| <p>附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和7年2月20日</u>〕 この改正は、<u>令和7年2月28日</u>から実施する。</p> | <p>附 則〔抄〕 附 則〔<u>令和4年12月20日</u>〕 この改正は、<u>令和5年1月1日</u>から実施する。</p> | |